

当別町学校給食調理外業務委託公募型プロポーザル実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、当別町が当別町学校給食調理外業務委託（以下、「本業務委託」という。）を実施するにあたり、受託者の選定を公募型プロポーザル方式により行うことについて、基本的な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において公募型プロポーザル方式とは、参加意欲の高い事業者を見極め、技術適性等を的確に把握するため、あらかじめ業務の概要及び参加資格等を公示し、参加資格を有する事業者の提出した企画提案書について、提案内容の審査及び評価を行うことにより、当該業務の内容に最も適した受託者を選定する手続きをいう。

(審査会の設置)

第3条 町長は、本業務委託の実施に当たり公募型プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置するものとする。

2 町長は、審査基準の適否その他必要な事項を別に定めるものとする。

(審査基準等の公示)

第4条 町長は、企画提案書の提出期限の前日から起算して概ね20日（当別町の休日に関する条例（平成2年当別町条例第19号）に規定する休日（以下「休日」という。）を含む。以下、同じ。）前に、本業務委託の目的、内容、審査基準及び手続等を当別町公告式条例（昭和25年当別町条例第26の2号）の例により公示し、町ホームページ等に掲載する方法により周知するものとする。

(公募型プロポーザル参加希望者の要件)

第5条 本業務委託公募型プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加希望者」という。）は、次に掲げる要件に該当する単独の事業者とする。

(1) 事業者における資格要件

ア 北海道内に本社若しくは事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む。）を有する法人又は法人以外の団体であること。

イ 当別町の令和7年・8年度物品等競争入札参加資格者名簿に登録されているものであること。

ウ 本事業を円滑に遂行するため、十分な業務遂行能力及び適切な執行体制を有するものであること。

エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定

に該当しないものであること。

オ 当別町財務規則（昭和44年当別町規則第12号）第122条の規定に該当するものであること。

カ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないものであること。

キ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないものであること。

ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てがなされていないものであること。

ケ 法人税、道税、市町村税、消費税及び地方消費税を滞納しているものでないこと。

コ 宗教活動、政治活動を主たる目的とするもの又は当別町暴力団排除の推進に関する条例（平成27年当別町条例第15号）第2条第1号及び第2号に該当するものでないこと。

サ 参加表明書の提出期日から審査完了の日までの期間において、当別町における指名停止を受けていないこと。

シ 適正に業務を遂行するため、過去に本事業の業務契約の履行経験を有していること。

（公募型プロポーザルの参加表明）

第6条 参加希望者は、次の各号に掲げる様式のほか、必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 参加表明書（別記様式第1号）
- (2) 事業者（構成員）の概要調書（別記様式第2号）
- (3) 申出書（別記様式第3号）

2 参加希望者からの参加表明に係る町への質問は、参加表明書に関する質問書（別記様式第4号）により行うこととし、受付期間は、公示の日の翌日から起算して5日以上を経過した日とする。

（参加希望者の要件の審査及び参加者の選定）

第7条 町長は、第5条に規定する要件に基づき、企画提案書（別記様式第5号）の提出を要請する参加希望者の選定を行うものとする。

（企画提案書の提出要請）

第8条 町長は、前条の規定により企画提案書の提出を要請する参加者（以下「応募事業者」という。）を決定し、参加表明書の提出期限の翌日から2日（休日を含まな

い。)以内に企画提案書の提出を要請するものとする。

2 前項に規定する企画提案書の提出期限は、提出要請をした日から10日以上を経過した日とする。

3 第1項に規定する企画提案書の作成に当たっては、次の各号に掲げる事項について作成させるものとする。

- (1) 業務実施体制及び計画
- (2) 業務内容に対する企画提案
- (3) その他必要と認める事項

4 応募事業者からの企画提案に係る町への質問は、企画提案書に関する質問書(別記様式第6号)により行うこととし、受付期間は、企画提案書の提出要請を行った日の翌日から起算して5日以上を経過した日とする。

(選定結果の通知)

第9条 町長は、第7条の規定により、企画提案書の提出を要請しない参加者に対しては、参加表明書の提出期限の翌日から起算して2日(休日を含まない。)以内に通知するものとする。

(企画提案に関する説明会の開催)

第10条 町長は、企画提案に関する説明会を開催しなければならない。

(最優秀者の選定)

第11条 町長は、本業務委託に係る公募型プロポーザル方式により受託者の選定を行うため、審査会において企画提案書の内容の審査を行い、最優秀者を選定するものとする。

2 町長は、前項の審査結果に基づき、選定された応募事業者及び選定されなかった応募事業者に書面により通知するものとする。

(事務局)

第12条 公募型プロポーザル方式による選定実施に関する庶務を行うため、事務局を当別町教育委員会学校教育課に設置する。

(その他)

第13条 この要綱の実施に関して必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和7年7月29日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、本業務委託の契約を締結した日に、その効力を失う。